

## 第 4 章 音 環 境



## 第 1 節 現 況

### 1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として定められています。この基準は、総合的な騒音防止対策を進めるうえでの行政上の目標であり、個々の騒音の発生源を規制するものではありません。

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められています。法律改正により、平成 24 年 4 月 1 日から地域の指定権限が市長の権限となりました。本市における環境基準の地域の類型指定は下表のとおり行われています。

なお、航空機・鉄道・建設作業騒音には、この基準は適用されません。航空機・新幹線鉄道騒音は別に環境基準が定められています。

表 4-1 一般地域の環境基準（等価騒音レベル）（単位：dB）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域及びB地域	55以下	45以下
C地域	60以下	50以下

（備考）A、B及びC地域の区分は市長が定めた次の区域をいう。

A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、  
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 4-2 道路に面する地域の環境基準（等価騒音レベル）（単位：dB）

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

（備考）1 A、B及びC地域の区分は一般地域の環境基準の区分と同じである。

2 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 4-3 道路に面する地域の環境基準の特例（等価騒音レベル）

（単位：dB）

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下

- （備考） 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）及び自動車専用道路をいう。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。
- 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m
- 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m

## 2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

九州新幹線の平成15年度末の一部開通に伴い、環境基本法第16条の規定に基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）に規定する地域の類型について、鹿児島県知事が次のとおり指定しています。

表 4-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

（単位：dB）

地域の類型	基準値	該当する地域
I	70以下	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300m以内の地域（以下「対象地域」という。）のうち、別紙図面に黄緑色で表示する地域
II	75以下	対象地域のうち、別紙図面に赤色で表示する地域

（備考）別紙図面は省略する。なお、別紙図面については、鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供されている。

### 3 自動車騒音・道路交通振動

本市では、自動車騒音・道路交通振動の状況を把握するため測定を行っています。

令和3年度は、10地点で騒音測定を行いました。測定結果は、表4-5のとおりであり、一般国道10号線及び225号線において環境基準を超過しました。

また、令和3年度は、「自動車騒音常時監視マニュアル」に基づき、市内143区間のうち29区間について調査し、自動車騒音の面的評価は130区間について行いました。自動車騒音の面的評価は、道路端から50m以内に立地する住居等への騒音の影響を把握するために行うもので、評価結果は表4-6、表4-7のとおりです。

表4-5 自動車騒音測定結果

等価騒音レベル（単位：dB）

測定地点	時間帯		等価騒音レベル（単位：dB）		都市計画用途地域
	測定値	昼間(6～22時)	測定値	夜間(22～6時)	
		要請限度 環境基準		要請限度 環境基準	
一般国道10号 (吉野町)	75	○ 75 × 70	71	× 70 × 65	一 住
一般国道10号 (柳町)	74	○ 75 × 70	69	○ 70 × 65	近 商
一般国道225号 (和田一丁目)	69	○ 75 ○ 70	64	○ 70 ○ 65	近 商
一般国道225号 (宇宿三丁目)	72	○ 75 × 70	66	○ 70 × 65	近 商
鹿児島吉田線 (吉野町)	70	○ 75 ○ 70	64	○ 70 ○ 65	二 中
指宿鹿児島インター線 (山田町)	70	○ 75 ○ 70	64	○ 70 ○ 65	な し
平田橋武線 (薬師一丁目)	65	○ 75 ○ 70	57	○ 70 ○ 65	準 住
中央通線 (新町)	61	○ 75 ○ 70	50	○ 70 ○ 65	商 業
パース通線 (樋之口町)	64	○ 75 ○ 70	56	○ 70 ○ 65	商 業
高麗本通線 (荒田二丁目)	70	○ 75 ○ 70	65	○ 70 ○ 65	準 住

（備考）基準値欄の上段は要請限度、下段は環境基準のそれぞれ評価及び基準値を示す。

評価は、基準値に比較して、基準達成を○で、基準非達成を×でそれぞれ示す。

表4-6 自動車騒音の面的評価結果

(単位 戸数：戸、割合：%)

	評価 区間	項目	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④
全 体 (ア)+(イ)	410 km	戸数	53,487	50,137	235	560	2,555
		割合	—	93.7	0.4	1.0	4.8
近接空間 (ア)		戸数	23,014	20,227	216	363	2,208
		割合	—	87.9	0.9	1.6	9.6
非近接空間 (イ)		戸数	30,473	29,910	19	197	347
		割合	—	98.2	0.1	0.6	1.1

- (備考) 1 「近接空間」とは、幹線交通を担う道路に近接する空間をいい、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。  
 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m  
 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m
- 2 「非近接空間」とは、50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所をいう。
- 3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)及び自動車専用道路をいう。
- 4 基準値は、騒音に係る環境基準の表4-1、表4-2、表4-3の環境基準である。
- 5 住居等とは、住居・学校・病院及びこれに類するものをいう。

表4-7 道路種類別の面的評価結果

道路種類	全 体					近 接 空 間					非 近 接 空 間				
	戸数	昼夜とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超 過	戸数	昼夜とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超 過	戸数	昼夜とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超 過
合 計	57,360	53,599 93.4%	288 0.5%	637 1.1%	2,836 4.9%	25,524	22,392 87.7%	268 1.0%	414 1.6%	2,450 9.6%	31,836	31,207 98.0%	20 0.1%	223 0.7%	386 1.2%
高速自動車道	794	781 98.4%	0 0.0%	0 0.0%	13 1.6%	286	274 95.8%	0 0.0%	0 0.0%	12 4.2%	508	507 99.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%
一 般 国 道	15,506	13,187 85.0%	20 0.1%	294 1.9%	2,005 12.9%	7,019	5,056 72.0%	13 0.2%	167 2.4%	1,783 25.4%	8,487	8,131 95.8%	7 0.1%	127 1.5%	222 2.6%
県 道	27,214	25,970 95.4%	233 0.9%	308 1.1%	703 2.6%	11,568	10,573 91.4%	220 1.9%	223 1.9%	552 4.8%	15,646	15,397 98.4%	13 0.1%	85 0.5%	151 1.0%
4車線以上の 市町村道	13,846	13,661 98.7%	35 0.3%	35 0.3%	115 0.8%	6,651	6,489 97.6%	35 0.5%	24 0.4%	103 1.5%	7,195	7,172 99.7%	0 0.0%	11 0.2%	12 0.2%

(備考) 評価区間が重複している住居等が存在するため、表4-6の戸数とは異なる。

#### 4 一般地域の環境騒音

本市では、一般地域の環境騒音の状況を把握するため、令和3年度は10地点で騒音測定を実施しました。

測定結果は、表4-8のとおりで宇宿三丁目の1地点を除いて、環境基準を下回っていました。

表4-8 騒音測定結果

(単位：dB)

番号	測定地点	地域	測定値 (等価騒音レベル)		環境基準		用途地域
			昼間	夜間	昼間	夜間	
1	吉野町	A	52	37	○ 55	○ 45	一 低
2	西伊敷一丁目	A	45	40	○ 55	○ 45	一 低
3	玉里団地二丁目	A	55	41	○ 55	○ 45	一 低
4	上竜尾町	A	46	33	○ 55	○ 45	一 低
5	星ヶ峯五丁目	A	42	30	○ 55	○ 45	一 低
6	桜ヶ丘一丁目	A	44	33	○ 55	○ 45	一 低
7	宇宿三丁目	B	56	47	× 55	× 45	一 住
8	谷山中央六丁目	A	55	42	○ 55	○ 45	一 低
9	坂之上一丁目	A	47	39	○ 55	○ 45	一 低
10	上谷口町	A	47	35	○ 55	○ 45	一 中

(備考) 1 評価は、基準値に比較して、達成を○で、非達成を×でそれぞれ示す。

2 A、B及びC地域の区分は市長が定めた次の区域をいう。

A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、  
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なし：用途地域未指定（基準はB地域を準用）



## 第 2 節 対 策

### 1 騒音・振動の特徴

#### (1) 騒音の特徴



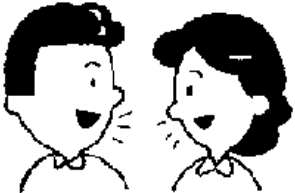

騒音とは、「好ましくない音」、「不必要な音」と一般に定義されていますが、この区別は個人によって違います。同じ音を聞いていても、ある人は好きな音でも別の人はそう思っていないこともあり、また、聞く人の心理状態や健康状態などによっても感じ方が違うなど、その時の状況によって異なったりすることがあります。このように、その判断が個人の主観によるところに騒音問題の難しさがあり、感覚公害といわれるゆえんです。

一般に、極めて大きな音、音色の不愉快な音、必要な音の聴取を妨げる音、思考や休養、作業等を妨げる音が騒音であるといえます。

音の大きさは、人間の聴感覚を考慮したデシベル「dB」という単位で表します。

私たちの身近でよく聞く音とデシベルとの関係は表 4-9 のとおりです。

表 4-9 音の大きさのめやす (単位: dB)

120	飛行機離着陸音	
110	自動車の警笛 (前方 2 m)	
100	電車が通る時のガード下	
90	騒々しい工場の中・カラオケ (店内)	
80	ピアノ (正面 1 m)	
70	電話のベル・騒々しい街頭	
60	普通の会話・平均的な事務所内	
50	静かな住宅地の昼・静かな事務所	
40	静かな住宅地の深夜・図書館	
30	人のささやき声	
20	置時計の秒針の音 (前方 1 m)	

(2) 振動の特徴

公害として問題になる振動は、工場等に設置されている機械、建設工事等で使用される重機類、道路交通等に伴って発生する人為的なものであって、これらの振動が、周囲の地盤を伝播して周辺住民の生活環境や物的被害、精神的な被害を与えるなどして問題とされるものです。

公害振動の一般的な特徴としては、その大きさが地震の震度階級でいう微震（震度1）から弱震（震度3）の範囲にあること、また伝播距離は振動源からおおよそ20～30mであること、それに鉛直振動が水平振動より大きいことなどです。

振動の大きさは、人間の振動感覚を考慮したデシベル「dB」という単位で表します。

振動レベルと振動による影響との関係は表4-10のとおりです。

表4-10 振動レベル（地表換算値）と振動による影響の関係

		(生理的影響等)	(睡眠影響)	(住民反応)
弱震 (3)	90	人体に有意な生理的影響が生じ始める		
	80	産業職場における快感減退境界（8時間暴露）	睡眠深度1、2共全て覚醒する	よく感じるという訴え率が50%になる
	70	◇軽度の物的被害に対する被害感がみられる		
軽震 (2)	振動規制法の規制基準の範囲		睡眠深度1、2共覚醒するが多い	よく感じるという訴え率が40%になる
			睡眠深度1の場合は全て覚醒する	よく感じるという訴え率が30%になる
微震 (1)	60		睡眠深度1の場合は過半数が覚醒する	
		振動を感じ始める（閾値）	睡眠影響は殆ど無い	やや感じるという訴え率が50%になる
無感 (0)	50	◇住居内振動の認知限界		
	40	常時微動		

(備考) 睡眠深度 「1」: 浅睡眠期、「2」: 中等度睡眠期

## 2 法令に基づく規制

工場及び事業場または特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動を個々に規制する法令として、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び鹿児島市環境保全条例（平成16年条例第12号）があります。

### (1) 騒音に係る規制

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認める地域を県知事が指定していましたが、平成8年4月の中核市移行に伴い、市長が指定することになり、本市では平成8年10月1日に規制地域等の変更を行いました（平成8年9月19日告示第496号）。

また、平成16年11月の合併に伴い、新たに平成16年11月1日に規制地域等の変更を行いました（平成16年10月27日告示第648号）。さらに、平成23年4月1日の規制地域等の変更においては、規制基準区域の指定方法をこれまでの地図指定から用途地域主体のものに変え、以後に用途地域の変更等が行われた場合には、変更後の用途地域に応じた規制基準が適用されることとしました（平成23年3月10日告示第245号）。これまで同様概ね都市計画法に基づく工業専用地域以外の地域が規制地域となっています。

法律ではこの規制地域内において、法律で定める特定施設を設置している工場及び事業場から発生する全ての騒音並びに建設工事のうち、特定建設作業（表4-14参照）に伴って発生する騒音を規制するとともに、道路交通に起因する自動車騒音についての対策の要請等ができます。

鹿児島市環境保全条例は、規制地域内（法律と同一）において、法律で定める特定施設を設置していない工場及び事業場のうち、同条例で定める特定施設を設置している工場及び事業場から発生する全ての騒音について規制基準（法律と同一）を定め、また深夜営業騒音及び拡声機使用についての制限を定めています。

### (2) 振動に係る規制

振動規制法は、騒音規制法と同様な法律体系で、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を市長が指定（平成23年3月10日告示第246号）し、この規制地域内において法律で定める特定施設を設置している工場及び事業場から発生する全ての振動並びに建設工事のうち、特定建設作業（表4-14参照）に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請をすることができます。

鹿児島市環境保全条例は、規制地域内（法律と同一）において、法律で定める特定施設を設置していない工場及び事業場のうち、同条例で定める特定施設を設置している工場及び事業場から発生する全ての振動について規制基準（法律と同一）を定めています。

表4-11 規制地域等の改正の変遷

公示日	施行日	文書番号	変更内容
昭和45年3月27日	昭和45年6月1日	県告示第319、321号	鹿児島市を騒音規制法の規制地域に指定
昭和53年10月6日	昭和53年11月1日	県告示第1127号	鹿児島市を振動規制法の規制地域に指定
平成8年9月19日	平成8年10月1日		鹿児島市が中核市に指定（平成8年4月1日）されたことに伴い、鹿児島市長が騒音規制法、振動規制法の規制地域の指定を行う。
		市告示496号	①騒音規制法に基づく地域の指定について
		市告示497号	②騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の設定について
		市告示498号	③騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定について
		市告示499号	④騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間の指定について
		市告示500号	⑤振動規制法に基づく地域の指定について
		市告示501号	⑥振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の設定について
		市告示502号	⑦振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について
市告示503号	⑧振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の指定について		
平成12年10月10日	平成12年11月1日	市告示522号	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の規定に基づく区域の指定について
平成16年10月27日	平成16年11月1日		5町との合併に伴う騒音規制法、振動規制法の規制地域の変更を鹿児島市長が公示する。
		市告示648号	①騒音規制法に基づく地域の指定について
		市告示649号	②騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定について
		市告示650号	③騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定について
		市告示651号	④騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定について
		市告示652号	⑤振動規制法に基づく地域の指定について
		市告示653号	⑥振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の設定について
		市告示654号	⑦振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について
市告示655号	⑧振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の指定について		
平成23年3月10日	平成23年4月1日	市告示245号	①騒音規制法に基づく地域の指定、規制基準の設定等について
		市告示246号	②振動規制法に基づく地域の指定、規制基準の設定等について
平成24年3月30日	平成24年4月1日	市告示257号	①騒音に係る環境基準の類型指定

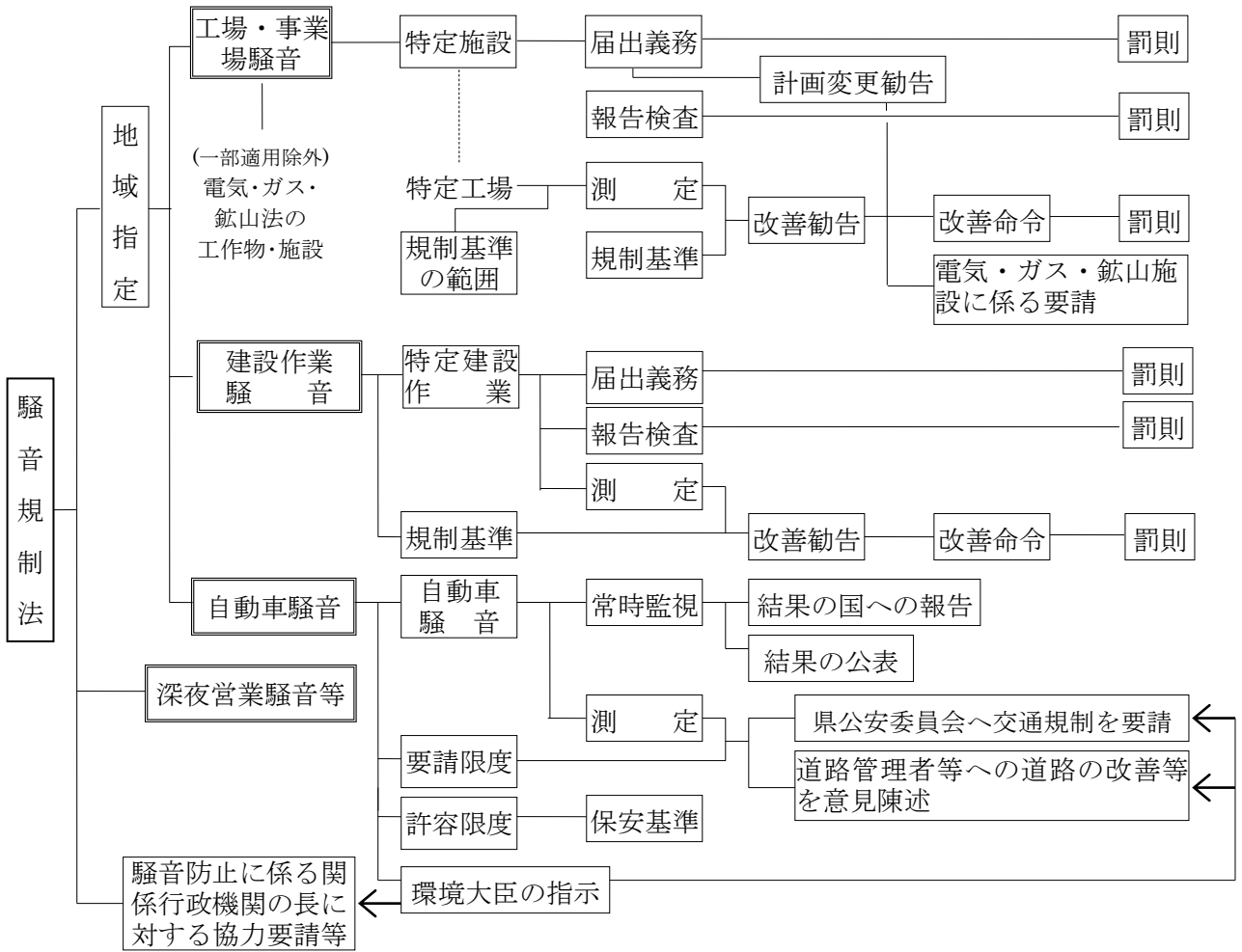


図 4 - 1 騒音規制法の体系図

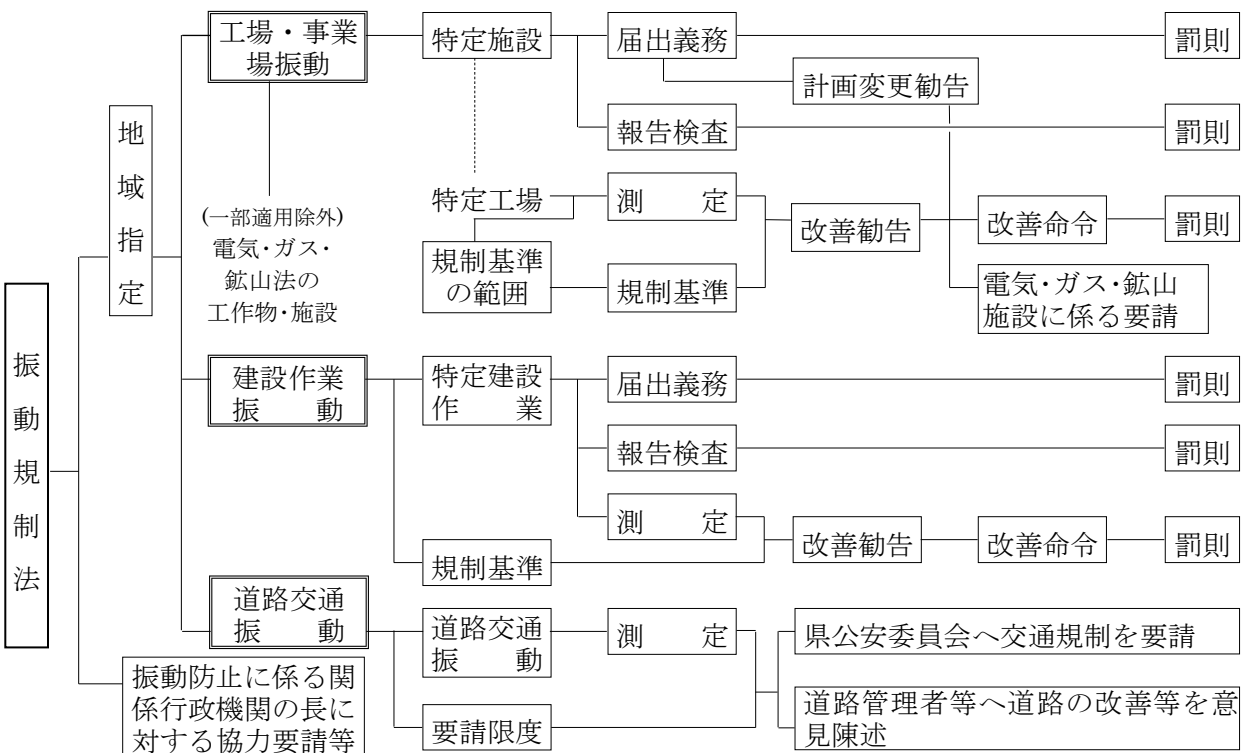


図 4 - 2 振動規制法の体系図

(3) 規制基準等

ア 工場・事業場に対する規制基準

騒音規制法、振動規制法及び鹿児島市環境保全条例で定める特定施設を設置する工場及び事業場は、表4-12の騒音規制基準または表4-13の振動規制基準を遵守しなければなりません（平成23年3月10日告示第245号（騒音）、告示第246号（振動））。

表4-12 騒音の規制基準（騒音規制法・市条例とも同じ）（単位：dB）

区域の区分	基準値			都市計画法に基づく用途地域
	昼間 8時～19時	朝6時～8時 夕19時～22時	夜間 22時～6時	
第一種	50	45	40	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 東俣町の一部の区域
第二種	60	50	45	第一種区域、第三種区域及び 第四種区域以外の区域
第三種	65	60	50	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 西俣町、桜島横山町、喜入町 及び喜入中名町の一部の区域
第四種	70	65	55	工業地域 郡山岳町及び喜入中名町の 一部の区域

- (備考) 1 鹿児島市全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く）が対象になる。  
2 規制基準は、特定施設を設置している工場または事業場の敷地境界線上での規制になる。

表4-13 振動の規制基準（振動規制法・市条例とも同じ）（単位：dB）

区域の区分	基準値		都市計画法に基づく用途地域
	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)	
第一種	60	55	第二種区域以外の区域
第二種	65	60	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 郡山岳町、西俣町、桜島横山町、 喜入町及び喜入中名町の一部の 区域

- (備考) 1 鹿児島市全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く）が対象になる。  
2 規制基準は、特定施設を設置している工場または事業場の敷地境界線上での規制になる。

イ 特定建設作業の規制基準

指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が、表4-14の規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、施工者に対し、騒音・振動の防止方法の改善または作業時間の変更を勧告することができます（平成23年3月10日告示第245号（騒音）、告示第246号（振動））。

表4-14 特定建設作業の種類と規制基準

	特定建設作業に用いられる機械名	騒音・振動の基準値	作業ができない時間帯		1日あたりの作業時間		同一場所における作業期間		日曜・休日の作業
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
騒音規制法	①くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	85dB	午後7時～ 午前7時	午後10時～ 午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	原則として禁止	
	②びょう打機								
	③さく岩機								
	④空気圧縮機								
	⑤コンクリートプラント アスファルトプラント								
	⑥バックホウ (80kw以上)								
	⑦トラクターショベル (70kw以上)								
	⑧ブルドーザー (40kw以上)								
※①については、アースオーガ併用は除く ※⑥～⑧については、環境大臣が指定するものは除く									
振動規制法	①くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	75dB	午後7時～ 午前7時	午後10時～ 午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	原則として禁止	
	②鋼球								
	③舗装版破碎機								
	④ブレーカー (手持式を除く)								

- 1 鹿児島市全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く）が対象になる。
- 2 第1号区域：特定工場等騒音の規制基準表（表5-9）に掲げる第一種区域、第二種区域、第三種区域並びに第四種区域のうち、学校・病院等の敷地の周囲概ね80m以内の区域内
- 3 第2号区域：第1号区域以外の区域
- 4 基準値：特定建設作業の敷地の境界線での値
- 5 騒音規制の⑥⑦⑧は、平成9年10月1日より追加
- 6 原則として、都市計画法に基づく用途地域ごとに規制地域を区分しているが、用途地域の指定がない地域においても規制地域の指定を行っている。

ウ 自動車騒音・道路交通振動の要請限度

要請限度は、騒音規制法及び振動規制法に基づくもので、自動車騒音または道路交通振動がこの限度を超えていることにより、その周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市長が県公安委員会や道路管理者に対し交通規制や速度制限、道路の管理などを要請することができます。限度は環境省令で定められており、騒音については平成12年3月に改正され、評価手法や基準値、時間帯区分等が変更されました。

表4-15 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

（単位：dB）

区 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

（備考）1 区域の区分は、市長が定めた次の区域をいう。

a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、  
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区は区域指定外となる。

3 原則として、都市計画法に基づく用途地域ごとに規制地域を区分しているが、用途地域の指定がない地域においても規制地域の指定を行っている。

（幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例）

（単位：dB）

表4-15に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域	基 準 値	
	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
	75	70

（備考）幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市長村道（市長村道にあっては4車線以上の区間に限る）及び自動車専用道路のことをいい、幹線交通を担う道路に近接する区域とは、以下に示す範囲をいう。

2車線以下の車線を有する道路：道路の敷地境界線から15m

2車線を超える車線を有する道路：道路の敷地境界線から20m



表 4-16 道路交通振動の要請限度 (単位：dB)

区域の区分	基準値	
	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第一種	65	60
第二種	70	65

(備考) 区域の区分は、振動規制法の規制基準の区分と同じである。

エ 深夜営業の基準

鹿児島市環境保全条例に基づき、飲食店等の深夜における営業に伴う騒音が表 4-17 に示す騒音基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認められるときは、営業時間の制限または騒音防止方法の改善を命ずることができます。

表 4-17 飲食店等の深夜における騒音基準 (単位：dB)

対象営業	規制時間	対象区域	基準値
飲食店 興行場 ボーリング場 等	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	第一種	40
		第二種	45
		第三種	50
		第四種	55

(備考) 各区域の区分は、騒音の規制基準と同じである。

オ 拡声機使用の制限

鹿児島市環境保全条例に基づき、住居の環境が良好である区域または学校もしくは病院周辺の区域での拡声機の使用を制限し、あるいは商業宣伝を目的とした航空機による拡声機の使用を禁止しています。

商業宣伝を目的として拡声機を使用するときは、表 4-18 の事項を遵守しなければなりません。

表 4-18 拡声機使用時の遵守事項

区分	遵守事項
放送時間	午前 8 時から午後 7 時まで
放送間隔	10 分以内／回とし、15 分以上の休止時間を置く (拡声機を移動して使用する場合を除く)
拡声機の間隔	50m 以上とする
道路の制限	市街化調整区域を除き、幅員 5 m 未満の道路では使用しない (拡声機を移動して使用する場合は、幅員 4 m 未満の道路)
拡声機の位置	地上 5 m 以上の位置で拡声機を使用しない
音量の規制値	音源から 10m の距離において 75dB 以下であること

### 3 発生源対策

#### (1) 工場・事業場の騒音・振動

事業者が、工場または事業場を設置しようとするときは、公害を未然に防止する観点から事前に本市と協議する制度を設けており、公害防止のための注意・指導を行っています。

また、法律または条例に基づく特定施設を設置しようとする事業者は、30日前までに届出をすることになっており、問題を生じる恐れのあるものについては、この期間に騒音・振動を防止するための対策の指導を行っています。

特定施設を有する工場及び事業場には必要に応じて随時立入検査をし、公害防止について指導しています。

住宅と商工業施設の混在地域については、これまで住商工分離を目標に工場等の移転が進められ改善が図られてきました。現在残っているのは小規模なものが多く、これらについては問題が生じた場合に移転先の確保や資金の調達などが容易でないことが多く、問題の解決を難しくしています。

#### (2) 建設作業騒音・振動

騒音規制法や振動規制法に基づく特定建設作業をしようとする者は、作業開始の7日前までに届出をすることになっています。

建設作業は苦情が発生しやすいことから、施工者に対して、作業の内容、期間及び公害防止の方法等について、事前に付近住民への周知を徹底するよう届出の際に指導しています。

また、杭打ち作業については各種の低騒音・低振動の工法が開発されており、これらの工法を採用するよう指導しています。

その他に、苦情の発生しやすいものとして、はつり作業に使用されるさく岩機や建物解体・整地作業に用いられる土木用機械（パワーショベル、ブルドーザー、ダンプカー、トラック等）があります。これらについては現在適切な代替工法がないことなどから、騒音・振動をできるだけ低減するような作業方法や作業時間の制限等を指導しています。また、特定建設作業の届出をする施工者等に対して、「建設工事をされるみなさまへ」の冊子を配布しています。

特定建設作業現場へは、必要に応じて随時立入検査を行い、状況把握と施工者に対する公害防止の意識啓発を図っています。

(3) 深夜営業騒音等

飲食店等に対する騒音の未然防止対策として、保健所を通じての騒音防止のリーフレットの配布や、建築確認申請前の「公害防止事前協議」のときに騒音防止の指導を行っています。

また、問題のある飲食店等については随時立入調査し、騒音防止の指導を行っています。

(4) 拡声機騒音

拡声機騒音はガソリンスタンド及び店舗等の固定式からのものと、自動車等による移動式からのものがあります。問題のある店舗等については随時立入調査し、騒音防止の指導を行っています。

(5) 生活騒音等

生活騒音は、工場や事業場からの騒音や自動車騒音などと異なり、私たちの一般家庭で、通常の生活をする中で発生することから、お互いが被害者にも加害者にもなる可能性をもっています。

近所に迷惑をかけていないか家のまわりを点検することや、日常のあいさつなどの良好な人間関係づくりが生活騒音防止の重要なカギとなっています。

(6) 自動車騒音

騒音防止対策としては、自動車本体の騒音を低減化する発生源対策、道路網整備等による交通流対策、沿線土地利用の適正化等による沿線対策、遮音壁の設置や路面の改良などによる道路構造の改善などがあります。

新しく道路を建設する場合は、環境基準を達成できるよう建設主体者において、十分な建設計画を立てる必要があります。なお、本市の騒音測定結果は道路行政機関に資料として提供しています。

(7) 道路交通振動

道路交通振動は、道路路面の状態と交通流の大型車両の混入率に大きく影響を受けます。

そのため道路交通振動の防止対策としては、道路路面の凹凸を少なくするための維持管理を十分に行うこと等が必要です。

